

薩摩川内市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年7月25日策定
令和2年5月26日変更
令和5年5月26日変更
令和8年6月26日変更
薩摩川内市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

薩摩川内市の農業は、平地と中山間地域において、水稻、畜産、茶、施設園芸等を組み合わせた複合型の農業経営が行われている。

特に、中山間地域では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員会等に関する法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、薩摩川内市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法（溶け込みバージョン）

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和8年3月)	3,920 ha	403.4 ha	10.3%
3年後の目標 (令和11年3月)	3,920 ha	185.3 ha	4.7%
目 標 (令和18年3月)	3,920 ha	0 ha	0%

注：「管内の農地面積」は、鹿児島農林水産統計年報における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員が連携し、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの実施時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地の利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和8年3月)	3, 9 2 0 ha	1, 2 6 0. 3 ha	3 2. 2 %
3年後の目標 (令和11年3月)	3, 9 2 0 ha	1, 4 3 3. 4 ha	3 6. 5 %
目 標 (令和18年3月)	3, 9 2 0 ha	2, 7 4 4. 0 ha	7 0. 0 %

注：「管内の農地面積」は、鹿児島農林水産統計年報における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

注：目標の集積率は、鹿児島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を踏まえて設定

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

地域計画のブラッシュアップに向けて、農地の出し手と受け手の意向を丁寧に把握し受け手が利用しやすいよう土地利用調整を進め、目標地区の素案を作成する。

② 農地中間管理機構等との連携について

令和7年度より促進計画の事務委任を農業委員会が担うこととなったことから、引き続き農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を促進させ、農地利用の最適化を図る。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、所有者不明農地制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（取得面積）
現状（令和8年3月）	1経営体（0 ha）
3年後（令和11年3月）	のべ18経営体（17.2ha）
目標（令和18年3月）	のべ60経営体（57.6ha）

※ 現状については、令和7年度の新規参入者数（経営体数）

※ R6：3経営体（0.9ha）、R5：3経営体（6ha）、R4：5経営体（3.7ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

鹿児島県、農地中間管理機構、薩摩川内市、北さつま農業協同組合の関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあっせんを推進する。

② 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人含む）の地域の受入条件の整備を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（法人含む）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

薩摩川内市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、薩摩川内市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力
- ・ 耕作者の意向や協議の場における議論を踏まえて目標地図の変更素案を作成し、市に提出する。